

議案第 153 号

伊賀市給食センター設置条例の一部改正について

伊賀市給食センター設置条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年 12 月 2 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市給食センター設置条例の一部を改正する条例

伊賀市給食センター設置条例（平成 16 年伊賀市条例第 238 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

名称	位置
大山田給食センター	伊賀市平田3147番地
いがっこ給食センター夢	伊賀市ゆめが丘七丁目 9 番地 4
いがっこ給食センター元気	伊賀市西条114番地

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。